

年末年始の役場業務について

町役場の一般業務は、12月29日(木)から令和5年1月3日(火)までお休みとなりますが、次の窓口業務については受け付けします。(宿日直対応 ☎32-1100)

◆**戸籍関係届出**(問 住民環境課 ☎32-1104)

◇出生・婚姻・死亡届など

※なお、証明書コンビニ交付サービスは停止します。

◇**清華苑の使用は、次の事項について確認が取れた場合につき電話予約が可能です**

確認事項

- ・亡くなった人の氏名、住所、生年月日および死亡日時
- ・通夜、告別式の会場および日時(火葬場だけの使用の人も同様)

清華苑の利用について

清華苑の利用	12月29日(木)	12月30日(金)	12月31日(土) 友引	1月1日(日) 完全休館日	1月2日(月)	1月3日(火)
通夜	○	○	×	×	○	○
告別式	○	○	×	×	※△	○
火葬	○	○	×	×	○	○

※△：告別式のみ可。前日の通夜は行えません。 ※霊安室については、年末年始問わず受け入れ可能です。

へい獣の火葬について

へい獣の火葬	12月29日(木)	12月30日(金)	12月31日(土) 友引	1月1日(日) 完全休館日	1月2日(月)	1月3日(火)
役場での申請	○	○	○	○	○	○
清華苑受け入れ (9時～16時)	○	○	×	×	○	○

◆**ごみの収集**(問 住民環境課 ☎32-1104)

- ・各家庭に配布の「ごみカレンダー」で確認してください。

◆**上下水道の使用開始などについて**(問 水道課 ☎32-5082)

年末年始(12月29日(木)～令和5年1月3日(火))における上下水道の窓口業務はお休みとなります。休み期間中に使用開始などの希望をする場合は、12月26日(月)の16時まで(使い始める、または止める3営業日前)に水道課へ届出を提出してください。なお、事前に届出の提出がない場合、上下水道などの開閉栓は行えませんのであらかじめご了承ください。

障害になったとき～障害基礎年金について～

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診察を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級 **障害者手帳※の等級ではありません**)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

- 令和4年4月分からの年金額(定額)
- 【1級】972,250円+子の加算
 - 【2級】777,800円+子の加算

障害基礎年金を受けるためには初診日の前日において、次の**いずれか**の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

- (1)20歳前に初診日があること
- (2)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (3)**初診日において65歳未満**であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと(**老齢基礎年金を繰り上げて請求している人は事後重症などによる障害基礎年金を請求することができなくなります**)

問 大垣年金事務所 ☎78-5166